

仕 様 書

1 件名

令和8年度一般定期健康診断等業務の請負

2 業務概要

以下の健康診断等及び健康管理医業務を行うものとし、実施時期については四国総合通信局総務部総務課（以下、「主管課」という。）と調整のうえ決定することとする。健康診断等の検査項目及び予定数量については別紙1のとおり。

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 女性特別健康診断
- (3) 採用時の健康診断
- (4) ストレスチェック後の面接指導
- (5) 健康管理医業務（詳細は別紙2のとおり）
- (6) 上記の業務に付随して必要となる事務

3 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 実施場所及び受診日

- (1) 本件委託先医療機関が有する検査施設（当局から徒歩又は公共交通機関等で30分程度の範囲）、または当局敷地内（移動健診車等を有する場合）を実施場所とすること。
- (2) 受診日は別途打合せのうえ、当局が指定した日とすること。
- (3) ストレスチェック後の面接指導については、当局の求めがあった場合に面接場所及び面接日を協議すること。

5 留意事項

- (1) 各健康診断の実施に当たっては、常に正確な検査結果ができるよう整備を行った検査機器を使用すること。
- (2) 各健康診断に使用する問診票及び検査容器については、検査開始日1週間前までに主管課に提出すること。
- (3) 医師、看護師、診療放射線技師等は法令に準拠した有資格者であって、正確、親切を旨として健康診断業務を行うこと。
- (4) 一般定期健康診断受診者のうち40歳以上（昭和61年4月1日以前生まれ）の者については特定健康診査・特定保健指導を併せて行うこと。
- (5) ストレスチェック後の面接指導については、職員からの申出に基づき、当局から健康管理医による面接指導を求め行うものとする。
- (6) 健康管理医については候補者を選定次第速やかにその氏名、経歴等を主管課あて連絡すること。なお、健康管理医の委嘱は別途文書により行うこととする。

- (7) 各職員が個別に追加検査を要望した場合は、特段の事情がない限り対応し、それに伴う事務については、費用を受診者から直接徴収するなど柔軟な取扱いを行うこと。

6 検査結果報告書

- (1) 各健康診断の検査結果は、個人別の報告書を紙媒体で 2 部（当局保管用及び本人用）提出すること。また、受診者それぞれについての検査結果を基に、健康管理医による人事院規則 10-4 別表第 4 に規定する指導区分の決定事項を同報告書に記載すること。
- (2) 一般定期健康診断受診者のうち 40 歳以上（昭和 61 年 4 月 1 日以前生まれ）の者については、上記に加えて、当該受診者の特定健康診査・特定保健指導に係る報告書を電子媒体（厚生労働省の定める標準的なファイル仕様に即した XML 形式）により提出するものとする。電子媒体の提出が困難な場合については紙媒体 1 部により提出するものとする。これらについては、必ず「組合（保険者）番号」、「組合員証の記号・番号」、「総務省共済組合本省支部」の名称を入れて作成するものとする。
- (3) ストレスチェック後の面接指導については、指導後、面接指導結果報告書を 1 部提出するものとする。

7 費用負担

業務の遂行に要する一切の費用は請負者の負担とする。

8 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、事前に主管課（089-936-5012）と十分な協議を行うこと。
- (2) 業務に関する法令及び規則を遵守すること。
- (3) 業務の全部または一部を第三者に委託することなく遂行すること。
- (4) 業務の実施に当たっては、受診者等のプライバシーが守れるよう細心の注意を払うとともに、受診者等に不快感や不安感を与えないよう留意すること。
- (5) 事前の書面による承諾なく、本契約の履行に必要な範囲を超えて個人情報等を第三者に開示または提供しないこと。
- (6) 個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとること。
- (7) 本仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、その他仕様に関する詳細事項については、事前に主管課と協議し決定すること。

R8年度

(1) 一般定期健康診断

検 診 項 目	備 考	予定数量 (名)
診察（内科検診（心音、呼吸音）及び問診（既往歴、業務歴、自覚症状の有無等の調査））		53
身体計測(身長、体重、肥満度)		53
腹囲測定		53
血圧測定		53
視力・聴力検査		53
胸部X線検査（直接撮影）	40歳以上	25
心電図検査	35歳未満及び36歳以上40歳未満は必須ではない	53
尿検査(蛋白・糖・尿潜血・ウロビリノーゲン)		53
貧血検査（RBC・WBC・PLT・HT・Hb）	35歳未満及び36歳以上40歳未満は必須ではない	53
脂質・尿酸検査		53
肝機能検査（AST・ALT・γ-GTP）	35歳未満及び36歳以上40歳未満は必須ではない	53
血糖検査（GL）	35歳未満及び36歳以上40歳未満は必須ではない	53
胃検診 （胃部内視鏡又は胃部X線検査） ※安価な方を上限とし、超えた分については自己負担	胃部内視鏡 胃部X線検査	25
便潜血反応検査	40歳以上	25
喀痰細胞診検査	原則40歳以上で問診結果から必要と認められる者及び希望者	3
血液検査 8項目セット	希望者	36
前立腺がん検査（PSA）	希望者	13
HbA1c（糖尿病検査）	希望者	36

(2) 女性特別健康診断

検 診 項 目	備 考	予定数量 (名)
乳がん検診（乳腺超音波検査）	女性のみ希望者	12
乳がん検診（マンモグラフィ）	女性のみ希望者	5
子宮頸がん検診	女性のみ希望者	7

(3) 採用時の健康診断

検 診 項 目	備 考	予定数量 (名)
診察（内科検診（心音、呼吸音）及び問診（既往歴、業務歴、自覚症状の有無等の調査））		4
身体計測(身長、体重、肥満度)		4
腹囲測定		4
血圧測定		4
視力・聴力検査		4
胸部X線検査（直接撮影）		4
心電図検査	35歳未満及び36歳以上40歳未満は必須ではない	4
尿検査(蛋白・糖・尿潜血・ウロビリノーゲン)		4
貧血検査（RBC・WBC・PLT・HT・Hb）	35歳未満及び36歳以上40歳未満は必須ではない	4
脂質・尿酸検査	35歳未満及び36歳以上40歳未満は必須ではない	4
肝機能検査（AST・ALT・γ-GTP）	35歳未満及び36歳以上40歳未満は必須ではない	
血糖検査（GL）	35歳未満及び36歳以上40歳未満は必須ではない	4
胃検診 （胃部内視鏡又は胃部X線検査） ※安価な方を上限とし、超えた分については自己負担	胃部内視鏡	1
	胃部X線検査	
便潜血反応検査	40歳以上	1
喀痰細胞診検査	原則40歳以上で問診結果から必要と認められる者及び希望者	1

(4) ストレスチェック後の面接指導

検 診 項 目	備 考	予定数量 (名)
ストレスチェック後の面接指導	希望者	1

(5) 健康管理の委嘱業務（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

	内 容	予定数量 (式)
健康管理医業務	<p>人事院規則10-4第9条第3項及び人事院規則10-4の運用について（通知）第9条関係第2項に規定する以下の業務</p> <p>ア 指導区分の決定又は変更</p> <p>イ 健康診断の実施又は面接指導の実施についての指導</p> <p>ウ 健康管理の記録の作成についての指導</p> <p>エ 健康教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置についての指導</p> <p>オ 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止措置についての指導</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、職員の健康管理に関する業務で医学に関する専門的知識を必要とするもの</p>	1

健康管理医の委嘱について

1 委嘱する業務

健康管理医業務

2 委嘱の期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 委嘱の内容

人事院規則 10-4 第 9 条第 3 項及び人事院規則 10-4 の運用について（通知）第 9 条関係第 2 項に規定する以下の業務

ア 指導区分の決定又は変更

イ 健康診断の実施又は面接指導の実施についての指導

ウ 健康管理の記録の作成についての指導

エ 健康教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置についての指導

オ 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止措置についての指導

カ アからオまでに掲げるもののほか、職員の健康管理に関する業務で医学に関する専門的知識を必要とするもの